

提案書

平成 19 年 9 月 3 日

総務省情報通信政策局地上放送課 様

〒105-0004

(とうきょうとみなとくしんばし)

東京都港区新橋4-27-1 セントラルビル2F

(ゆうげんせきになちゅうかんほうじん

にほんこみゆにていほうそうきょうかい)

有限責任中間法人日本コミュニティ放送協会

(だいひょう りじ ささきゆうぞう)

代表理事 佐々木雄三

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出いたします。

<p>1 制度分野</p> <p>1992年に制度化されたコミュニティ放送の更なる発展と整備のために VHF-low（超短波）に周波数の拡大をお願いします。</p> <p>現在、放送帯（76.0～90.0メガヘルツ）の中の周波数を使用しておりますが、東京23区及びその周辺や大阪市及びその周辺では、周波数が逼迫し関東総合通信局から平成9年、近畿総合通信局から平成10年に周波数逼迫宣言が行われており、新たな開局が事実上不可能な事態を招いております。全国に公平な周波数の分配を行うために、是非、VHF-low（90、0～108、0メガヘルツ）の割当をお願いします。</p> <p>（現状）</p> <p>免許単位・・・一の市町村（特別区及び政令指定都市は区単位）の一部区域を放送エリアとし、複数局の開局が可能。</p> <p>経営形態・・・①地方自治体と民間の共同出資による第三セクター会社、②地域性があるケーブルテレビ会社の兼業又は子会社等、③純民間企業体。</p>
<p>2 技術分野</p> <p>超短波放送局（FM放送局）で空中線電力が20W以下で、必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものをお願い致します。</p> <p>音声デジタル放送及びMediaFL0等のデジタル方式とFMアナログ放送との共用条件（①同一周波数、隣接周波数の混信保護比の検討、②放送受信（デジタル←→FMアナログ）に対する干渉検討（相互変調、混変調））</p>
<p>3 ビジネスモデル分野</p> <p>全国を網羅するマスメディアは既に多く存在しますが、1に示した周波数逼迫宣言地域以外にも瀬戸内海等でも周波数が不足しており、地方発の地域メディアの数は未だ未整備の状態です。我が国における災害の発生が多さに対応する為に、地域の放送局の整備は急を要し、周波数帯の拡大が望まれます。</p> <p>また、地域の文化の多様性を確保するためにもコミュニティ放送という地域に根ざした制度の維持は不可欠であります。</p> <p>コミュニティ放送は、地域限定情報を放送し地域防災・災害時のメディアとして注目されており、収益源は、主に公共機関（市町村、関連団体）、地元企業であり、ゼネラルスポンサーは僅か。</p>
<p>4 その他</p> <p>将来的にはアナログ周波数の拡大が実現できれば、既存放送局の周波数の再編等、電波有効利用の観点から周波数の再構築に着手できます。その上で、放送のデジタル化などの高度利用への道が開けると考えられます。</p>